

福山市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長及び福山市教育委員会教育長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2020年（令和2年）9月25日

福山市監査委員	林	浩	二
福山市監査委員	山	下	清
福山市監査委員	法	木	昭一
福山市監査委員	榊	原	則男

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 建築部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>住宅課</p> <p>天神山市営住宅用地ほか使用許可等について</p> <p>当該事務は、天神山市営住宅用地、樋之口市営住宅用地ほかについて使用許可を行うとともに、元近田市営住宅用地、元下迫市営住宅用地を貸し付けるものである。</p> <p>使用許可及び貸付けに当たっては、福山市財産管理規則等に基づき実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>② 公有財産を使用させる方法については、法令等に応じた処理となるよう留意されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>② 市営住宅の用途廃止に伴い普通財産となった土地について、2020年度（令和2年度）から貸付けにより処理している。</p>